

高槻市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 この方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、法第11条第1項に定める方針として、高槻市（以下「本市」という。）が行う電力調達の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達を行うために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、高槻市の全ての部局が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

1 基本項目

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギー活用状況
- (3) 再生可能エネルギー導入状況
- (4) 環境マネジメントシステムの導入状況

2 加点項目

需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(入札参加資格の要件)

第5条 前条に定める環境評価項目について、別表1「高槻市環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」に示す配点により算定した評価点の合計が加点項目も含め110点満点中70点以上の電気事業者が入札参加資格を有するものとする。

なお、基本項目による評価点が70点未満の場合には、加点項目による評価を実施する。

(環境評価項目の判定)

第6条 本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表1「評価基準」により算定し、その評価点等を様式1「高槻市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に記載し、市民生活環境部環境政策課長に提出するものとする。

- 2 電力調達契約の契約担当所属長は、入札参加資格の確認が必要な電気事業者について、様式1の評価点の判定を、市民生活環境部環境政策課長に様式2により依頼するものとする。
- 3 市民生活環境部環境政策課長は、前項により電力調達契約の契約担当所属長から依頼があった電気事業者について様式1の内容を確認し、その評価点を判定するとともに、判定の結果について、様式3により契約担当所属長へ通知するものとする。

(その他)

第7条 この方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第8条 この方針に係る事務処理等は、市民生活環境部環境政策課において行う。

附 則

この方針は、平成29年10月25日から施行する。

この方針は、平成31年4月5日から施行する。

この方針は、令和元年5月1日から施行する。

この方針は、令和元年8月13日から施行する。

この方針は、令和2年4月7日から施行する。

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

高槻市環境に配慮した電力調達契約評価基準

	環境評価項目	数値等	配点
基本項目	1kWh あたりの全電源平均二酸化炭素 排出係数 (kg-CO ₂ /kWh) ※1	0.375 未満	70
		0.375 以上 0.400 未満	65
		0.400 以上 0.425 未満	60
		0.425 以上 0.450 未満	55
		0.450 以上 0.475 未満	50
		0.475 以上 0.500 未満	45
		0.500 以上 0.525 未満	40
		0.525 以上 0.550 未満	35
		0.550 以上 0.575 未満	30
		0.575 以上 0.600 未満	25
		0.600 以上 0.690 未満	20
		0.690 以上	0
		未利用エネルギー活用状況 ※2	0.675%以上
	0%超 0.675%未満		5
	未活用		0
	再生可能エネルギー導入状況 ※3	7.50%以上	20
		5.00%以上 7.50%未満	15
		2.50%以上 5.00%未満	10
		0%超 2.50%未満	5
		未活用	0
環境マネジメントシステムの 導入状況 ※4	全社あるいは一部で取得している場合	5	
	取得していない場合	0	
加点項目	需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組 ※5	取り組んでいる	5
		取り組んでいない	0

※1 1kWhあたりの全電源平均二酸化炭素排出係数については、電気事業者の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）以下「温対法」という）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表したもの、または、各電気事業者がその環境報告書で公表したもので、最新の数値を用いることとする。

ただし、温対法に基づく二酸化炭素排出係数が告示された後、1ヶ月以内に高槻市が電力調達に係る入札告示を行った案件については、当該排出係数の告示より前の最新の数値を用いることとする。

※2-1 未利用エネルギーの活用状況については、二酸化炭素排出係数と同じ年度の状況により評価することとし、未利用エネルギーの活用状況は以下の算定式によるものとする。

なお、電源構成の開示状況が分かる資料の提出があった場合に加点とする。

(算定方式)

$$\text{未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端 (kWh))}}{\text{供給電力量 (需要端 (kWh))}} \times 100$$

※2-2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

※2-3 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※3-1 再生可能エネルギーの導入状況については、二酸化炭素排出係数と同じ年度の状況により評価し再生可能エネルギー導入状況は以下の算定式によるものとする。

なお、電源構成の開示状況が分かる資料の提出があった場合に加点とする。

(算定方式)

$$\text{再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$$

①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））

②他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））

③供給電力量（需要端（kWh））

- ※3-2 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電施設による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。
- ※3-3 再生可能エネルギー電気の利用量（①+②）には他電気事業者への販売分は含まない。
- ※3-4 供給電力量（③）には他電気事業者への販売分は含まない。
- ※4 入札実施時における環境マネジメントシステム(EMS)の導入状況で、評価対象となるEMSは、「ISO14001」、「KES」、「エコアクション21」、「エコステージ」とする。
- ※5 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。
具体的な評価内容として、
- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
 - ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス
（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）
- なお、個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。